

令和2年第4回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 会 令和2年12月15日 午後 1：30

○閉 会 午後 2：37

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和2年第4回潟上市議会定例会日程表（第5号）

令和2年12月15日（5日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第71号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第72号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第73号 潟上市記号式投票に関する条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 4 議案第74号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第75号 鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第76号 ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第77号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第78号 体育施設2施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第80号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について
- 日程第10 議案第81号 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第11 議案第82号 令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第12 議案第83号 令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第13 議案第84号 令和2年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第14 陳情第 8号 陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択）

- 日程第 1 5 陳情第 1 0 号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書を求める陳情
- 日程第 1 6 陳情第 1 1 号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情
- 日程第 1 7 陳情第 1 2 号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情
- 日程第 1 8 陳情第 1 3 号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さんこんにちは。傍聴者の皆様ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第71号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第18、陳情第13号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第71号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてから、日程第18、陳情第13号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告のあと、条例案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

令和2年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告のあと、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 令和2年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和2年12月4日

2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤敏雄、堀井克見、小林 悟、菅原秀雄、藤原典男

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、市民生活部長、
議会事務局長、各関係課長

4. 書 記 教育部学校教育課 阿部智博

5. 審査の経過と結果について。

議案第71号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、国民健康保険税条例の改正による保険税の影響についての質問があり、当局からは、給与所得や年金所得のある方が、収入が変わらないにもかかわらず増税となることを防ぐための改正であり、改正によって保険税の変更はないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、潟上市記号式投票に関する条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、潟上市長選挙の当日投票の方式について、現行の記号式投票から記名式投票に変更するため条例を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号、体育施設2施設の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、潟上市天王総合体育館及び潟上市天王中央庭球場の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものです。

委員からは、県内市町村の体育施設の指定管理の動向について質問があり、当局からは、近隣2市で体育協会が指定管理していることを確認しているとの回答がありました。

本案は、賛成少数で否決すべきものと決しました。

陳情第8号、陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択）。

本陳情については、委員会での取り扱いについて協議しております。

全委員より、国の外交政策に関するものであることから、地方議会での判断は非常に難しい、本議会の陳情等の取り扱い基準に基づき委員会では賛否は判断できない、しないとの意見があり、審議未了となりました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第71号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長から報告のありました議案第73号、潟上市記号式投票に関する条例を廃止する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、体育施設2施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。4番の瓜生 望議員が若干早かったので、瓜生 望議員の質問を許します。

○4番(瓜生 望) ありがとうございます。委員長、お疲れ様です。

これ賛成少数で否決とありますが、否決までの議論の経緯、また、あと反対意見について、もしいろいろあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長(西村 武) 12番藤原委員長。

○総務文教常任委員長(藤原典男) 討論の中では、賛成討論、反対討論はなかったのですけれども、質疑の中では、明確に反対だということからの質問がありまして、それを紹介したいと思います。宜しいですか。

それです、体育協会が今年4月にできまして、まだわずかなのですけれども、事業

としては11事業やるわけですが、その中でのその指定管理というのはやっぱり無理があるのではないかということをお私捉えまして、質疑の中ではそのように捉えております。それから財政的なメリット、費用対効果がわからないということも出ております。それから、コロナ禍で事業が実施できないと思われる、利用者がそんなに増えるとは思われないので、このコロナの状況を見ながら決めてもいいのではないかという意見も出ております。それから全県、全国の状況も調査すべきではないかということも出ておりました。指定管理という本来の使命は長くやるべきではないのでよく考えていただきたいという、当局への提言というかそういうのも出ております。それで財政的なことも聞かれておりますけれども、それは宜しいですか。財政的には会計年度任用職員を1人、人件費として充てておりました、そのほかに、その他維持管理費を含めた今年度の予算というように当初予算に盛っております。その中でまず進めていくという考え方でございました。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。

今の予算の話なのですが、予算の部分は今年度という認識でいいのかというのが1点と、あとは今11事業とその指定管理という部分あるのですが、これのもうちょっと詳細な部分もしありましたらお願いします。

○議長（西村 武） 12番藤原委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 11事業というのは、体育協会がこれから行おうとするその事業でありまして、参考資料の中に配付されておりますのでそれをご覧になってください。それで指定管理というのは、総合体育館とそれから庭球場の予約とか、あとは用具の貸し出し、それから維持管理とかいうふうなことを行うということで、直接体育協会が行う11事業とは関係ありませんけれども、指定管理は、その2つのところ予約取るとか貸し出しとか維持管理とかいうことをやるということです。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。

そうすると、この11事業はあくまでも体協さんが自主事業で行うと。市からお願いする指定管理の部分は、その貸し出しの部分ですとかそういった部分を行っていくということで宜しいですね。ありがとうございます。

○議長（西村 武） 12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） はい、そのとおりです。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 委員長、お疲れ様です。

先ほども常任委員の方から大分、賛成少数で否決されているわけですが、その少数の賛成の意見の中身がどんなものだったのでしょうか。

○議長（西村 武） 12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 先ほども話したように、賛成、反対の討論はなくて、質疑の中でそういうお話が出たのを私紹介したのですけれども、賛成と思われる質疑についてはございませんでした。私判断するに。

○議長（西村 武） 1番鈴木議員、宜しいですか。

○1番（鈴木壮二） はい。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今回の指定管理について4件か5件出ておりますけれども、ほかの指定管理の、このたびも問題になったのですけれども、ほかの方は5年だったと思いますけれども、今回この体育施設の2施設については、初めての指定管理の指定で3年という期間ですけれども、その5年とかこの3年とかということについての質疑等はなかったのでしょうか。

○議長（西村 武） 12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 質疑の中では、3年とか5年とか指定期間のことについては質疑がございました。それで質疑としては年数について、基準があるのであれば議員に附帯資料として示すべきではないか、長期化すれば競争原理が失われ、競争原理が失われれば財政負担が増える、財政負担が増えれば経常比率がアップし財政の硬直化につながっていくと思うという質疑がありまして、それへの答弁としては、時代の変遷もあり、指定管理者制度そのものについて考える必要があると思います。次回以降については、これまでの期間設定のあり方を検討したいと思いますという答弁ありました、期間については。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員、宜しいですか。

○11番（伊藤正吉） はい。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑がなしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。よって、本案の採決は、原案について諮ることになりますので間違えないようにしてください。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第8号、陳情書(日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択)についてであります。総務文教常任委員会では議決に至らず、継続審査の確認もされていないことから審議未了であります。外交政策にかかわる国の事務であることから陳情等の審査除外基準に該当すると判断し、あらためて委員会に付託せず、全議員に写しの配付処理としたいと思っておりますので宜しくご理解のほどお願いを申し上げます。

【社会厚生常任委員長の報告】

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(中川光博) それでは、令和2年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和2年12月4日及び14日。
2. 出席委員 澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、児玉春雄、菅原理恵子、
中川光博
3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長
4. 書記 福祉保健部健康推進課、谷 滯さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果。

議案第72号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正

する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等や、やむを得ない理由がある場合には、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予し、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とすることを可能とするものです。また、管理者要件の経過措置の有効期限を6年間延長し、令和9年3月31日までとするものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、平成30年7月1日から実施している潟上市防災・健康拠点施設の管理運営協定が令和3年3月31日で終了することから、指定管理者の指定を行うものです。

委員からは、指定管理期間の5年の期間は長いのではないかと、チェックする機会も少なくなるので3年にできないか質問があり、当局からは、潟上市指定管理者制度導入基本方針に基づき、公の施設のサービスの安定性、継続性等を確保すること、指定期間が長期化することで、競争の機会が制限されることを勘案した期間として5年間に設定したとの回答がありました。

さらに委員からは、利用料収入について市との取り決めがあるのか質問があり、当局からは、年度協定により黒字の場合は令和元年度、令和2年度については折半になるとの回答がありました。

当初の審査においては賛成少数で否決すべきものと決しましたが、令和2年12月10日に当局から本案に対する訂正の申し出があり、同14日の本会議においてこの訂正が承認されました。これを受け、同日直ちに本委員会を招集し、改めて審査を行いました。

委員からは、指定期間を変更することにより事務所に対しての影響について質問があり、当局からは、影響は少ないのではないかととの回答がありました。

また、当初提案した時点で指定管理期間3年という案はなかったのか質問があり、当局からは、今までの施設の運営状況を考慮し今回5年の指定期間を設定したが、社会状況が変化する中で臨機応変な対応も求められることから指定期間の訂正を申し出たとの回答がありました。

さらに、年度協定はいつごろ取り交わしているのか質問があり、当局からは、3月定例会における当初予算（案）の議決後に協定を締結しているとの回答がありました。

再審査の結果、訂正後の本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書を求める陳情。

本陳情は、国民のいのちと健康を守るため、新たな感染症拡大などの事態に対応できるよう、医療・介護・福祉そして公衆衛生施策の拡充を国に求めるものです。

委員からは、現場で働く医療・介護従事者の健康を守るためにも必要との意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第11号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情。

本陳情は、新型コロナ対策を強化して安心して介護を継続するため、介護従事者・利用者に対する必要なPCR検査の実施、介護事業所への経済的支援、介護報酬の改定による報酬の引き上げの見直しを行い、今後、高まる介護需要に応えるためにも介護施設の改善を国に求めるものです。

委員からは、現場の意見を反映したものであり、利用者にも改善は影響することを考えると採択すべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第12号、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情。本陳情は、75歳以上の後期高齢者医療費の窓口負担2割化の中止をすることで、高齢者の暮らしと健康を守り、家族の負担軽減につながるため国に求めるものです。

委員からは、若い世代の負担も考えると動向を注視すべきだという意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第13号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情。

本陳情は、地域医療構想の中では新型コロナウイルスによるパンデミックを引き起こす感染対策は考慮されていないため、今後の感染症対策なども考慮し、地域医療構想を抜本的に見直すことを国に求めるものです。

委員からは、感染者が増えたときを考えると見直しが必要との意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで、社会厚生常任委員長長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第72号、潟上市指定居宅介護支援等の事

業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 委員長、ご苦労様です。

私からは、委員から指定期間を変更することにより、事業者に対しての影響について質問がありというところについてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、指定管理者は5年であったものがまずこのたび急遽3年になるということで、これまで前例はないわけであります。そのような観点も含めまして、事業者とはその旨の説明も含め、しっかりと話し合われたのか、また納得のいく返答であったのか、その辺の議論がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） 今の質問はやり取りがありまして、当局からの説明によりますと12月10日、指定管理先の事業者に指定管理の変更を伝えたとのこと。事業者の方からは、このことによる影響は少ないとの回答をいただいているとの答弁でした。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員、宜しいですか。

○6番（佐藤敏雄） はい。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書を求める陳情についてを質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第10号は、採択することに決定致しました。

次に、陳情第11号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情についてを質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番(佐藤敏雄) ご苦労様です。

1つお尋ねしたいと思います。賛成多数で採択するべきものと決したとはあるのですが、今コロナ禍であり、今後の情勢に鑑みますと、PCR検査の実施それから介護報酬の改定により報酬の引き上げの見直し、介護施策の改善は行っていくべきだと私なりにも思いますが、ここではやっぱり賛成多数で採択となっておりますけれども、それ以外

の方の理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） 今の質問には、1名の方が不採択ということで意思表示ありましたけれども、その理由としては、介護報酬改正も陳述に入っておりますけれども、全額公費負担には反対であるという論点が1つと、2つ目としては、介護施設の改善、潟上市においては十分受け入れられているので反対しますという意見でした。
以上です。

○議長（西村 武） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第11号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第11号は、採択することに決定致しました。

次に、陳情第12号、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） この陳情の審議の途中で、政府が年収いくら以上の収入の方からということが発表されておりますけれども、この時点では、年収いくら以上の方には2割負担という情勢が反映されていたのかどうなのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（西村 武） 8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） 本委員会でのこの陳情について審議した時点では、まだ政府方針として確定していない状況での審議でしたので、ここに書いてあるとおりの結果になりました。

以上です。

○議長（西村 武） いいですか。

○12番（藤原典男） はい。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第12号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 賛成多数です。したがって、陳情第12号は、採択することに決定致しました。

次に、陳情第13号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情についてを質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第13号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第13号は、採択することに決定致しました。

【産業建設常任委員長の報告】

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 令和2年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和2年12月4日、14日

2. 出席委員 鈴木壮二、瓜生 望、西村 武、鏡 仁志、大谷貞廣
3. 欠席委員 鏡 仁志、12月14日。
4. 説明当局 産業建設部長、上下水道局長、各関係課長。
5. 書 記 産業建設部都市建設課 藤原新孝さんをお願いしております。
6. 審査の経過と結果

議案第74号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、前回と同様に江川自治会から指定管理者指定申請書が提出され、地元の施設は地元で管理することが望ましいと考える中で、内容を精査し指定管理者選定委員会で審議した結果、再度指定管理の指定をするものです。

委員からは、事業内容のチェック体制について質問があり、当局からは、毎年事業計画書や事業報告書でチェックしているとの回答がありました。

当初の審査において、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたが、令和2年12月10日に当局から本案に対する訂正の申し出があり、同14日の本会議においてこの訂正が承認されました。これを受け同日、直ちに本委員会を招集し改めて審査を行いました。再審査の結果、訂正後の本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、平成28年4月1日から実施している鞍掛沼公園3施設の指定管理期間が令和3年3月31日で終了することから、指定管理者選定委員会の選定により指定管理者指定申請書を提出した天王グリーンランド株式会社が引き続き、潟上市天王ふれあい交流センター、潟上市鞍掛沼公園展望塔、潟上市農山漁村活性化施設3施設の指定管理者を指定するものです。

委員からは、会社の経営内容と今後の立て直しに向けてどのように進めていくかについて質問があり、当局からは、組織の見直しとして管理部門を統一するほか、営業内容の見直しを行い運営の改善をはかる旨の改善案を伺っているとの回答でありました。

当初の審査においては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたが、令和2年12月10日に当局から本案に対する訂正の申し出があり、同14日の本会議においてこの訂正が承認されました。これを受け同日、直ちに本委員会を招集し、改めて審査を行いました。再審査の結果、訂正後の本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、平成28年4月1日から実施しているブルーメッセあきた関連3施設の指定管理期間が令和3年3月31日で終了することから、指定管理者選定委員会の選定により指定管理者指定申告書を提出した昭和総合開発株式会社が引き続き、潟上市昭和地域農業総合管理施設、潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場、潟上市昭和高齢者ふれあい館3施設のほかに、新たに潟上市観賞温室及び花の広場1施設、合計4施設の指定管理者を指定するものです。

委員からは、潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場利用料金収入の充当について質問があり、当局からは、利用料金収入について維持管理費に充てていると伺っているとの回答がありました。

当初の審査において、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたが、令和2年12月10日に当局から本案に対する訂正の申し出があり、同14日の本会議においてこの訂正が承認されました。これを受け同日、直ちに本委員会を招集し、改めて審査を行いました。再審査の結果、訂正後の本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第74号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定についてを質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定についてを質疑を行います。

質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 1点だけお願いします。委員からは、会社の経営内容と今後の立て直しに向けてどのように進めていくか質問がありというふうに掲載されておりますけれども、コロナ禍の中で、去年と比べて売上げがどのようになっているのかということが質疑されたのかどうか、もし回答がありましたらお願い致します。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） お答えします。

そこまでの細かいことは質疑しておりません。ただいろいろなやり取りの中で、温泉施設は非常に厳しいよというお話がありました。

○議長（西村 武） いいですか。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 経理内容の細かい数字はありません。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） グリーンランド株式会社の現状は厳しいものがあるわけですから、ここで指定管理者の管理期間を5年から3年とかいうことの当局の提案あるのですけれども、産業建設常任委員会の中で、先の9月の定例会の中で当局から配付されたグリーンランド株式会社の決算、これの状況を見ると、今年度以降どうするのだと、来年度令和3年度以降どうするかというこの貸借対照表、損益計算書を見ながら見ると、ここにその残念な結果は出ているのですけれども、これからどうするという次年度の計画とか考え方がなにも載っていないのにも関わらず、この当局からのところでは、組織の見直しをし管理部門を統一するとか、営業内容の見直しを行い運営の改善を図る旨の改善策を出していると言いますが、昭和のブルーメッセのところについては次年度の計画書が出ているのですけれども、こちらの方は出ていないわけです。その辺のところまで見ておるのかどうか、その部分だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） お答えします。

その戸田議員の決算書を見て言っているのかというご質問なのですけれども、私、内容見てますけれども。この委員会の中では、その決算書を見て云々ということは言っておりません。ただ、経営方針に直接介入することは、入ることはできません。ただし、適切な持続性のある維持管理についてアドバイスはできると。これは当然のことながら株式会社ですからそうあるべきだと思っております。

○議長（西村 武） 2番戸田議員。

○2番（戸田俊樹） そのお答えについては十分とは言えないけれども理解しましたが、昨年の決算書を見ると、いろんな数字の調整がされておるわけです。令和2年度はどういう考えのもとに事業を執行していくかということまで出しているのに今回は出していないということですから、一応お話申し上げて終わります。答弁はいいです。

○議長（西村 武） ほかに質疑。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 委員長、お疲れ様です。

再審査の結果は全会一致でという形で載っていましたが、その再審査の内容について、どのような審査をしたのか教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 内容ということをお尋ねされたのですけれども、12月10日報告の中に書いてありますけれども、本案に対する訂正の申請があり、14日の本会議においてこの訂正が承認されました。それを受け委員会ではいかがですかと、そういう運びでいっております。流れです。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 運びは重々承知のつもりです。その運びの中での審議内容についてお尋ねしておりますので、審議内容についてありましたらお願い致します。

○議長（西村 武） 16番大谷委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 出席委員の方にいかがですかとお尋ねして、いいですよとそういうことで全会一致で可決しました。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可

決されました。

次に、議案第76号、ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定についてを質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

【予算特別委員長の報告】

○議長(西村 武) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。2番戸田予算特別委員長。

○予算特別委員長(戸田俊樹) 令和2年第4回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和2年12月4日、15日
2. 出席委員 全議員。
3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長。
4. 書記 議会事務局、石川さん。

審査の経過と結果について。

予算特別委員会に付託されました議案第80号、令和2年度潟上市一般会計補正予算(第9号)(案)についてから、議案第84号、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)についてまでを先般12月4日に大綱質疑を行い、その後常任委員会ごによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、小学校費の補正額の主なものとその内容について。

第2点として、後期高齢者医療でどのような制度の改正があってどのようなシステムに改修していくのかについて。

第3点として、介護保険事業の制度改正と配食サービスの数量が変わったことにより、どのように分析しているかについて。

第4点として、水道事業営業費用の補正予算の内容についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。本委員会においては詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日15日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第80号から議案第84号までについては採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで、予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第80号から議案第84号までについて、これから順次討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案について、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第80号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日定例会に付議されました案件はすべて議了致しました。

ここで、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 令和2年第4回定例会閉会にあたりまして、御礼と議員の皆様にご報告がございます。

まず、ただいまご審議いただき、すべてご可決いただきましたことに御礼申し上げます。コロナ禍ではありますが、様々な課題がある中、それを市民一体となって乗り越え、このあとも市政運営に頑張る所存でございますので、引き続きご指導賜りますことをお願い申し上げます。

報告でございます。

まず1つ目は、一人親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給についてであります。

国は、予備費を活用して、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた追加経済対策の1つとして、一人親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給を今月8日に閣議決定しております。これを受けて、潟上市でも対象となる1人親世帯に基本給付の再支給を行うものでございます。

一人親世帯臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得の一人親家庭について、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより大きな困難が心身に生じているとして、国の第2次補正予算により今年8月に支給を実施してまいりました。このたびの再支給は、基本給付の1世帯5万円と、第2子以降子ども1人につき3万円を加算するもので、再支給の対象世帯は318世帯、支給総額は1,959万円で、全額国庫補助事業でございます。8月以降の申請状況により対象

世帯が確定しており、国からは年内に支給するよう求められていることから、現予算を活用し、年内に支給するよう準備を進めているところでございます。

2つ目は、し尿及び浄化槽汚泥の広域処理の検討状況についてでございます。

男鹿地区衛生処理一部事務組合では、施設の老朽化等に伴い、令和7年には施設の稼働が困難となることから、令和2年3月に男鹿地区衛生処理一部事務組合し尿処理方針を策定し、施設更新について検討するほか、コスト比較で安価であり、県が作成した秋田県内のごみ焼却施設及びし尿処理施設の広域化に関する調査報告に基づき、秋田市への処理委託の可能性についても検討することとし同組合議会へ報告しております。これを踏まえ、潟上市、男鹿市が協議し、男鹿地区衛生センターと距離が近く、処理能力や稼働年数から継続的、安定的に処理が見込まれる秋田市汚泥再生処理センターでの広域処理について検討するよう、秋田市へ12月2日に依頼を致しております。秋田市では、人口減少等長期的な視点に立った際、スケールメリットが期待できることから検討をはじめたいとして昨日、秋田市議会建設委員会に報告したとのこととあります。今後につきましては、男鹿市と連携を取りながら進めてまいります。こののち、この概要資料については議員の皆様にお配りさせていただきます。

報告は以上でございます。

ここ数日、めっきり冬本番といった寒波に見舞われております。議員各位におかれましては、ご自愛のうえ、年末のお忙しい中ではありますが、市民一体となって、距離はおけども心は一つにして、潟上市一体となって前に進みたいと考えております。

来年が、本当に本当にいい年であることを市民の皆様とともに祈り申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） 資料配付のため、暫時休憩致します。

午後 2時35分 休憩

.....
午後 2時36分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもちまして、令和2年第4回潟上市議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞様でございました。

午後 2時37分 散会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 児 玉 春 雄

〃 署名議員 鈴 木 壮 二